

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月16日
【四半期会計期間】	第1期第3四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社THEグローバル社
【英訳名】	The Global Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永嶋 秀和
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-3345-6111
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 岡田 一男
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03-5908-3602
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 岡田 一男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第3四半期連結累計期間	第1期 第3四半期連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成23年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	6,015,064	3,078,557
経常利益(千円)	145,189	415,638
四半期純利益(千円)	53,164	233,947
純資産額(千円)	-	2,256,952
総資産額(千円)	-	14,231,474
1株当たり純資産額(円)	-	177.12
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.23	18.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額(円)	4.10	17.82
自己資本比率(%)	-	15.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	4,758,305	-
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	231,702	-
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,692,343	-
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	830,601
従業員数(人)	-	79

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は平成22年7月1日設立のため、前第3四半期連結累計(会計)期間及び前連結会計年度に係る記載はしていません。

4. 当社は平成23年2月1日付で、普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	79 (39)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であります。臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	11
---------	----

(注) 従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 売上高

セグメントの名称	項目	第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)		
		数量 (戸数)	売上高 (千円)	構成比 (%)
不動産分譲事業	マンション	36	2,223,817	72.2
	マンションJV事業	-	-	-
	戸建	21	767,658	24.9
	小計	57	2,991,475	97.2
不動産販売代理事業	自社開発物件(新築分譲)	36	2,410	0.1
	自社開発JV物件(新築分譲)	-	-	-
	他社開発物件(新築分譲)	2	1,614	0.1
	仲介	2	2,010	0.1
	小計	40	6,034	0.2
不動産ソリューション事業		1	27,746	0.9
その他事業		-	53,300	1.7
合計		98	3,078,557	100.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 期中契約実績の状況

セグメントの名称	項目	第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)		
		数量 (戸数)	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産分譲事業	マンション	90	2,980,681	61.1
	マンションJV事業	17	636,001	13.0
	戸建	35	1,262,259	25.9
	小計	142	4,878,941	100.0
不動産販売代理事業	自社開発物件(新築分譲)	90	2,980,681	80.6
	自社開発JV物件(新築分譲)	17	636,001	17.2
	他社開発物件(新築分譲)	2	80,372	2.2
	戸建	-	-	-
	小計	109	3,697,054	100.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 不動産販売代理事業における期中契約実績の金額は、売主の顧客に対する販売価格によります。

(3) 期末契約残高の状況

セグメントの名称	項目	第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)		
		数量 (戸数)	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産分譲事業	マンション	203	7,642,648	63.6
	マンションJV事業	88	3,505,213	29.1
	戸建	24	874,671	7.3
	小計	315	12,022,532	100.0
不動産販売代理事業	自社開発物件(新築分譲)	203	7,642,648	45.9
	自社開発JV物件(新築分譲)	88	3,505,213	21.0
	他社開発物件(新築分譲)	122	5,519,212	33.1
	戸建	-	-	-
	小計	413	16,667,073	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 不動産販売代理事業における期末契約残高の金額は、売主の顧客に対する販売価格によります。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は第1四半期連結会計期間の四半期報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在していません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、設立第1期として初めて四半期報告書を作成しているため、前期比較についての記載を行っておりません。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、長期化を呈してきた円高、株安、デフレ経済の進行や原油価格の上昇など持続的な下振れ懸念から、依然先行き不透明感が継続しているものの、緩やかではありますが回復の兆しが見られました。しかしながら、平成23年3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」により電力供給や物流網をはじめとする社会インフラは深刻な打撃を受け、現時点において先行きの情勢を見極めることが非常に困難な状況となっております。

一方、当社グループの属する不動産業界におきましては、金融危機を発端とした経済環境の最悪期を脱し、住宅ローン減税や住宅エコポイント制度などの不動産市場安定化政策の推進を背景に、首都圏分譲マンション市場における平成23年1月～3月までの供給戸数は前年同期比5.9%増の8,525戸となりました。初月契約率につきましては、直近の平成23年3月は前年同月比3.1Pダウンの79.7%となりましたが、好不調の目安となる70%を16カ月連続で上回り推移しております。

このような環境下、当社グループにおきましては、マンション分譲と戸建分譲を事業の二本柱として積極的に事業展開を行っております。

マンション分譲におきましては、立地条件・間取り・価格だけではなく、外観及びエントランスなど共用部のデザインや契約住戸をお客様自身でカスタマイズできる「ライブレット」など、こだわりの設備仕様で差別化を図り、多様化するお客様ニーズに対応した良質なマンションの提供に努めてまいりました。また、当社グループのマンションにお住まいのお客様に対し、物件引渡し後も継続的にお客様とのふれあいの場を創出する「グローバル・ファーム」を運営しております。戸建分譲におきましては、市場ニーズの高い13,500万円を中心とした価格帯で、多様化するお客様ニーズに対応した設備仕様の完全自社施工にこだわり、差別化を図ってまいりました。

マンション分譲におきましては、当第3四半期連結会計期間において、「グlaus日本橋浜町」の引渡しを行いました。また、当連結会計年度における引渡し予定物件は第4四半期連結会計期間に集中しており、これらの販売は順調に進捗しております。現状におきましては、来期以降の引渡し予定物件の販売に注力しておりますが、市場ニーズの高いエリア選定、商品開発力、強みである販売力の相乗効果により、来期引渡し予定物件につきましても順調に販売が進捗しております。

戸建分譲におきましては、当第3四半期連結会計期間において「日野市三沢プロジェクト」などの引渡しを行い、当社連結子会社株式会社グローバル・キャストが順調に事業を拡大しております。

当第3四半期連結累計期間における今年度引渡し予定物件の進捗状況は、マンション分譲については契約戸数54戸増加し256戸、戸建分譲については37戸増加し87戸となりました。（直近の販売進捗状況につきましては、文末の「ご参考」をご覧ください。）

また、成長の源泉となる用地の仕入につきましては、マンション用地は来期予定分が終了し、再来期以降分のさらなる積み増しを積極的に進めております。戸建用地の仕入につきましては、事業規模の拡大を図るため、所沢エリアだけではなく東京都下及び城北、城東エリアまで事業エリアを拡大し積極的に仕入を行ってまいります。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は3,078百万円、営業利益は486百万円、経常利益は415百万円、四半期純利益は233百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における売上高は6,015百万円、営業利益は366百万円、経常利益は145百万円、四半期純利益は53百万円となりました。

ご参考：平成23年4月30日現在における販売の現況
マンション分譲につきましては、本年度引渡し予定287戸に対して278戸が契約済み（契約進捗率96.9%）となっております。
また、戸建分譲につきましては、本年度引渡し予定110戸に対して96戸が契約済み（契約進捗率87.3%）となっております。
他社物件の販売代理につきましては、本年度中引渡し計画43戸に対し51戸が契約済み（契約進捗率118.6%）となっております。

当第3四半期連結会計期間におけるセグメントの業績は次のとおりであります。
なお、売上高の金額につきましては、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

[不動産分譲事業]

不動産分譲事業におきましては、マンション分譲と戸建分譲を行っております。マンション分譲につきましては、「グラス日本橋浜町」36戸（当第3四半期連結累計期間については67戸）の引渡しを行いました。また、戸建分譲につきましては「日野市三沢プロジェクト」など21戸（当第3四半期連結累計期間については62戸）の引渡しを行いません。

以上の結果、当セグメントの売上高は2,991百万円、営業利益は624百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は5,727百万円、営業利益は869百万円となりました。

[不動産販売代理事業]

不動産販売代理事業におきましては、自社開発物件及び他社開発物件について販売代理を行い、東京都区部で2物件37戸（当第3四半期連結累計期間については、東京都区部で5物件121戸）の引渡し等を行いました。

以上の結果、当セグメントの売上高は137百万円、営業利益は25百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は316百万円、営業損失は10百万円となりました。

[不動産ソリューション事業]

不動産ソリューション事業におきましては、「南生田アメニティホームズ」1戸の引渡しを行いました。昨今の不動産投資家の需要が低迷していることを受け、引き続き他事業に経営資源をシフトしております。

以上の結果、当セグメントの売上高は27百万円、営業利益は0百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は27百万円、営業損失は11百万円となりました。

[その他事業]

その他事業におきましては、分譲マンション管理業務が順調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は53百万円、営業利益は20百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における、当セグメントの売上高は157百万円、営業利益は55百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は14,231百万円となりました。うち流動資産は12,515百万円、固定資産は1,716百万円であります。

流動資産の主な内容としましては、現金及び預金1,271百万円、仕掛販売用不動産9,632百万円であります。

固定資産の主な内容としましては、有形固定資産1,451百万円、無形固定資産9百万円、投資その他の資産254百万円であります。

当第3四半期連結会計期間末における総負債は11,974百万円となりました。うち流動負債は7,620百万円、固定負債は4,354百万円であります。

流動負債の主な内容としましては、短期借入金2,166百万円、1年内返済予定の長期借入金3,643百万円でありませす。

固定負債の主な内容としましては、社債390百万円、長期借入金3,942百万円であります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は2,256百万円となりました。なお、自己資本比率は15.7%、1株当たり純資産額は177.12円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ44百万円増加し、830百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は下記の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の増加額1,830百万円を主要因として、1,477百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出額166百万円、有形固定資産の売却による純増加額100百万円を主要因として、94百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金による純増加額746百万円、長期借入金の純増加額970百万円を主要因として、1,616百万円の収入となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,576,800	12,576,800	株式会社大阪証券取引 所JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
計	12,576,800	12,576,800	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	845
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	338,000(注)8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,800(注)8.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37(注)8. 資本組入額 19(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1. 株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付けで、当社は株式会社グローバル住販第3回新株予約権を継承しております。

2. 平成18年10月13日に開催された株式会社グローバル住販取締役会で、個別付与が承認されております。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

4. 以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

八 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。

イ 新株予約権者は、上記 に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとします。

ロ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

ハ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

ニ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

8. 平成22年7月1日付で株式会社グローバル住販が株式移転により当社を設立したこと及び平成23年2月1日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

第2回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,800(注)7.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年11月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37(注)7. 資本組入額 19(注)7.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

(注)1. 株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付けで、当社は株式会社グローバル住販第4回新株予約権を継承しております。

2. 平成18年11月24日開催の株式会社グローバル住販臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

3. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

- ハ 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
- イ 新株予約権者は、上記 に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとします。
 - ロ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - ハ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。
 - ニ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
 - ホ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによります。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - チ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - リ 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
7. 平成22年7月1日付で株式会社グローバル住販が株式移転により当社を設立したこと及び平成23年2月1日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,800(注)8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり14,800(注)8.
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成28年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37(注)8. 資本組入額 19(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1. 株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付けで、当社は株式会社グローバル住販第5回新株予約権を継承しております。

- 平成19年7月13日に開催された株式会社グローバル住販取締役会で、個別付与が承認されております。
- 当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が時価(ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

- 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
- イ 新株予約権者は、上記 に定める行使期間にかかわらず、当社普通株式に係る株券がいずれかの金融商品取引所に上場された日後1年を経過する日まで、権利を行使することができないものとします。
 - ロ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - ハ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。
 - ニ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - チ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - リ 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
8. 平成22年7月1日付で株式会社グローバル住販が株式移転により当社を設立したこと及び平成23年2月1日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,263
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	505,200(注)8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり114,800(注)8.
新株予約権の行使期間	自平成24年10月1日 至平成32年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 287(注)8. 資本組入額 144(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1.平成22年7月27日に開催された当社取締役会で、個別付与が承認されております。

2.当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。ただし本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

3.以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

ハ 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
- イ 株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が2,200円以上（株式分割または株式併合があった場合には、上記3.で得られる調整後行使価額に当該分割または併合の比率を乗じた価額）、かつ、平成23年6月期及び平成24年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。
6. 当社による新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりであります。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の決議（株主総会の決議を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ロ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ 本新株予約権の割当日から1年を経過した日から行使期間の末日までの間に、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヌ 当社による新株予約権の取得事由及び条件

上記6. に準じて決定する。

ル その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成23年2月1日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額を調整しております。

第5回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,249
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株を1単元としております。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	499,600(注)8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり125,200(注)8.
新株予約権の行使期間	自平成24年7月30日 至平成32年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 313(注)8. 資本組入額 157(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

(注)1.平成22年7月27日に開催された当社取締役会で、個別付与が承認されております。

2.当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とします。ただし本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

3.以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

イ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ロ 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

ハ 上記イ及びロのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整します。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
- イ 株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の普通取引終値が2,200円以上（株式分割または株式併合があった場合には、上記3. で得られる調整後行使価額に当該分割または併合の比率を乗じた価額）、かつ、平成23年6月期及び平成24年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。
6. 当社による新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりであります。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の決議（株主総会の決議を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ロ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ 本新株予約権の割当日から1年を経過した日から行使期間の末日までの間に、株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存本新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ハに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

リ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヌ 当社による新株予約権の取得事由及び条件

上記6. に準じて決定する。

ル その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成23年2月1日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額を調整しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年2月1日(注)	9,432,600	12,576,800	-	288,797	-	175,597

(注)平成23年2月1日の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数1株につき4株の割合をもって株式分割いたしました。

(6) 【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,576,800	125,768	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	12,576,800	-	-
総株主の議決権	-	125,768	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期連結累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	1,384	1,250	1,040	1,038	1,080	1,120	1,782 430	415	423
最低(円)	934	840	970	936	1,020	1,000	1,069 405	380	240

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日より株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

2. 印は株式分割(平成23年2月1日、1株 4株)による権利落後の最高・最低株価であります。

3【役員の状況】

当四半期報告書提出日現在における当社役員の状況は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		永嶋 秀和	昭和45年11月6日生	平成7年4月 扶桑レクセル株式会社(現 株式会社大京) 入社 平成10年11月 有限会社グローバル住販 代表取締役 平成11年2月 同社を株式会社グローバル住販に組織変更 代表取締役社長 平成17年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント(現 株式会社グローバル・ハート) 取締役 平成18年6月 株式会社ヒューマンヴェルディ(現 株式会社 グローバル・キャスト) 代表取締役社長 平成18年9月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル ・エルシード) 取締役(現任) 平成21年7月 株式会社エルキャスト(現 株式会社グローバ ル・キャスト) 取締役(現任) 平成22年7月 当社 代表取締役社長(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル住販 取締役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役(現任)	(注)3	4,160
取締役	-	永嶋 康雄	昭和38年3月28日生	昭和61年4月 タカラスタンダード株式会社 入社 平成元年10月 株式会社大京 入社 平成3年9月 株式会社住宅建設 入社 平成7年7月 株式会社エコーハウジング(現 株式会社ラ ンドコンサルジャパン) 代表取締役社長 平成10年9月 有限会社シー・アール・エス(現 株式会社グ ローバル住販) 代表取締役社長 平成13年11月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル ・エルシード) 監査役 平成14年8月 同社 代表取締役社長(現任) 平成22年7月 当社 取締役(現任)	(注)3	1,320
取締役	管理部長	吉田 修	昭和41年2月11日生	平成2年4月 株式会社大京 入社 平成11年5月 株式会社グローバル住販入社 業務部長 平成13年11月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバ ル・エルシード) 代表取締役社長 平成14年8月 同社 取締役 平成14年9月 株式会社グローバル住販 取締役業務部長 平成17年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント(現 株式会社グローバル・ハート) 監査役 平成18年7月 株式会社グローバル住販 取締役管理部長 平成19年4月 同社 取締役財務経理部長(現任) 平成22年7月 当社 取締役財務経理部長 平成22年7月 株式会社グローバル・エルシード 取締役(現 任) 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 取締役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役(現任) 平成23年1月 当社 取締役管理部長(現任)	(注)3	192

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	経営企画 室長	岡田 一男	昭和45年8月21日生	平成8年10月 星税務会計事務所 入所 平成11年9月 株式会社グローバル住販 入社 平成17年7月 同社 経営企画室長 平成19年3月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル・エルシード) 取締役(現任) 平成22年7月 当社 取締役経営企画室長(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル住販 取締役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 取締役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役(現任)	(注)3	24
取締役		宗吉 敏彦	昭和40年2月25日生	平成元年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成8年6月 株式会社クリード 代表取締役社長(現任) 平成11年2月 株式会社グローバル住販 取締役 平成22年7月 当社 取締役(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)		三枝 龍次郎	昭和19年8月27日生	昭和43年4月 株式会社日本勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成元年7月 株式会社オリентコーポレーション 出向 平成3年9月 株式会社オリентコーポレーション 常務取締役 平成14年6月 東京リース株式会社 管理部長 平成18年9月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル・エルシード) 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント(現 株式会社グローバル・ハート) 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社グローバル住販 監査役(現任) 平成22年7月 当社 常勤監査役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 監査役(現任)	(注)4	
監査役		後藤 勇	昭和15年6月6日生	昭和38年4月 株式会社日本勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成5年1月 日本土地建物株式会社 常務取締役 平成11年6月 日産建設株式会社 監査役 平成15年1月 日本土地建物販売株式会社 監査役 平成18年1月 同社 非常勤顧問 平成18年5月 株式会社グローバル住販 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル・エルシード) 監査役(現任) 平成18年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント(現 株式会社グローバル・ハート) 監査役(現任) 平成22年7月 当社 監査役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 監査役(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
監査役		岡崎 鶴男	昭和8年11月4日生	昭和27年11月 警視庁 入庁 昭和58年2月 同庁千住警察署長 昭和62年9月 同庁警視正 平成元年3月 同庁麻布警察署長 平成4年9月 同庁警視長 平成4年9月 退官 平成4年9月 有限会社岡崎 代表取締役社長（現任） 平成19年5月 株式会社グローバル住販 監査役（現任） 平成22年7月 当社 監査役（現任）	(注)4	

- (注) 1. 取締役宗吉敏彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役三枝龍次郎、後藤勇及び岡崎鶴男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、当社設立日（平成22年7月1日）より、平成24年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、当社設立日（平成22年7月1日）より、平成26年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 役名及び職名は、本四半期報告書提出日現在における役名及び職名を記載しています。
6. 所有株式数は、平成22年12月31日現在の所有株式数に基づいて記載しております。
7. 平成23年2月1日付で、1株を4株に分割しており、所有株式数は株式分割を反映した株式数を記載しております。
8. 取締役永嶋康雄は代表取締役社長永嶋秀和の実兄であります。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は平成22年7月1日設立のため、前第3四半期連結会計（累計）期間及び前連結会計年度末に係る記載はしていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成23年3月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成23年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2 1,271,428
売掛金	7,471
未成工事支出金	6,923
販売用不動産	2 368,328
仕掛販売用不動産	2 9,632,585
貯蔵品	1,149
前払費用	888,419
繰延税金資産	76,539
その他	262,425
流動資産合計	12,515,270
固定資産	
有形固定資産	1, 2 1,451,644
無形固定資産	9,757
投資その他の資産	254,801
固定資産合計	1,716,203
資産合計	14,231,474
負債の部	
流動負債	
買掛金	376,009
短期借入金	2 2,166,300
1年内返済予定の長期借入金	2 3,643,281
未払金	146,466
未払法人税等	141,704
未払消費税等	20,222
前受金	966,241
賞与引当金	31,532
その他	128,460
流動負債合計	7,620,217
固定負債	
社債	390,000
長期借入金	2 3,942,473
その他	21,831
固定負債合計	4,354,304
負債合計	11,974,521

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成23年3月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	288,797
資本剰余金	1,297,910
利益剰余金	646,516
株主資本合計	2,233,225
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	538
為替換算調整勘定	6,203
評価・換算差額等合計	5,665
新株予約権	29,393
純資産合計	2,256,952
負債純資産合計	14,231,474

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
売上高	6,015,064
売上原価	4,384,808
売上総利益	1,630,256
販売費及び一般管理費	¹ 1,263,488
営業利益	366,768
営業外収益	
受取利息	467
固定資産税等精算差額	² 8,936
その他	8,235
営業外収益合計	17,639
営業外費用	
支払利息	186,927
持分法による投資損失	2,333
その他	49,958
営業外費用合計	239,218
経常利益	145,189
特別損失	
固定資産除売却損	5,996
特別損失合計	5,996
税金等調整前四半期純利益	139,192
法人税、住民税及び事業税	150,795
法人税等調整額	64,768
法人税等合計	86,027
少数株主損益調整前四半期純利益	53,164
四半期純利益	53,164

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	3,078,557
売上原価	2,108,379
売上総利益	970,177
販売費及び一般管理費	¹ 483,690
営業利益	486,487
営業外収益	
受取利息	127
固定資産税等精算差額	² 4,367
その他	3,313
営業外収益合計	7,808
営業外費用	
支払利息	66,435
持分法による投資損失	1,273
その他	10,947
営業外費用合計	78,657
経常利益	415,638
特別損失	
固定資産除売却損	2,644
特別損失合計	2,644
税金等調整前四半期純利益	412,993
法人税、住民税及び事業税	112,484
法人税等調整額	66,561
法人税等合計	179,046
少数株主損益調整前四半期純利益	233,947
四半期純利益	233,947

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日
至平成23年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	139,192
減価償却費	34,052
賞与引当金の増減額(は減少)	26,915
株式報酬費用	27,710
受取利息及び受取配当金	485
支払利息	186,927
為替差損益(は益)	55
持分法による投資損益(は益)	2,333
固定資産除売却損益(は益)	5,996
売上債権の増減額(は増加)	6,224
たな卸資産の増減額(は増加)	4,823,323
前払費用の増減額(は増加)	511,303
長期前払費用の増減額(は増加)	7,191
仕入債務の増減額(は減少)	9,902
未払金の増減額(は減少)	61,340
未払消費税等の増減額(は減少)	51,806
未払費用の増減額(は減少)	23
前受金の増減額(は減少)	400,625
預り金の増減額(は減少)	29,086
その他	42,614
小計	4,504,403
利息及び配当金の受取額	485
利息の支払額	170,824
法人税等の支払額	83,563
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,758,305
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	10,200
定期預金の預入による支出	183,827
有形固定資産の売却による収入	100,466
有形固定資産の取得による支出	93,961
差入保証金の差入による支出	62,021
保険積立金の積立による支出	2,008
その他	550
投資活動によるキャッシュ・フロー	231,702

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日
至平成23年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
担保差入定期預金の預入による支出	100,000
短期借入れによる収入	2,643,800
短期借入金の返済による支出	1,046,500
長期借入れによる収入	3,463,550
長期借入金の返済による支出	1,171,025
社債の償還による支出	52,000
新株予約権の発行による収入	1,682
配当金の支払額	47,163
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,692,343
現金及び現金同等物に係る換算差額	55
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,297,720
現金及び現金同等物の期首残高	2,128,321
現金及び現金同等物の四半期末残高	830,601

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当社は平成22年7月1日に株式会社グローバル住販より単独株式移転の方法によって、純粋持株会社（完全親会社）として設立されました。四半期連結財務諸表は、第1四半期連結会計期間から作成しておりますので、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等」を記載しております。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社は、株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・キャスト、株式会社グローバル・ハートの4社であり、全ての子会社を連結対象としております。</p> <p>なお、アドニス有限責任中間法人は当第3四半期連結累計期間において清算したため、連結の範囲から除外しておりますが、清算終了までの期間の損益及びキャッシュ・フローは、四半期連結損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に含めております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社は、株式会社アスコット・アセット・コンサルティング、205 West 147th Street, LLCの2社であり、全ての関連会社を持分法適用対象としております。</p>
3. 連結子会社の四半期連結決算日に関する事項	<p>すべての連結子会社の決算日は、四半期連結決算日と一致しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 四半期連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産 イ．仕掛販売用不動産・販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p> <p>ロ．未成工事支出金 個別法による原価法によっております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)</p> <p>八．貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物及び構築物 10～47年 その他 4～20年 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づいております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 創立費 設立時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>
--	--

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
	<p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当四半期連結累計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(5) その他四半期連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当四半期連結累計期間の費用として処理しております。 なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>
6. 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>資金の範囲については、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資となっております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末
 (平成23年3月31日)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、78,800千円であり
 ます。

2 担保に供している資産並びに担保付債務は次の通り
 であります。

担保資産

現金及び預金	201,706千円
販売用不動産	278,162千円
仕掛販売用不動産	7,366,877千円
建物及び構築物	590,020千円
土地	760,324千円
計	9,197,090千円

担保付債務

短期借入金	1,920,800千円
1年内返済予定の長期借入金	3,542,931千円
長期借入金	3,124,520千円
計	8,588,251千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。	
役員報酬	254,100千円
給与手当	194,812千円
プロジェクト販売費	265,560千円
賞与引当金繰入額	24,236千円
2 当社販売物件購入者負担の固定資産税等にかかる精算差額であります。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。	
役員報酬	91,625千円
給与手当	68,467千円
プロジェクト販売費	141,229千円
賞与引当金繰入額	18,177千円
2 当社販売物件購入者負担の固定資産税等にかかる精算差額であります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,271,428千円
満期までの期間が3か月を超え る定期預金	239,121千円
担保差入定期預金	201,706千円
現金及び現金同等物	830,601千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,576,800株

2.自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 29,393千円

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

当社は平成22年7月1日に株式会社グローバル住販からの株式移転により設立された持株会社であるため、同社の定時株主総会において基準日における同社普通株式の所有状況に基づき配当されると決議されたものであります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月24日 定時株主総会	株式会社グローバル住販 普通株式	47,163	1,500	平成22年6月30日	平成22年9月27日	利益剰余金

(2)基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力

発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当社グループの報告セグメントは、当社グループ構成単位のうち分離独立した財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

純粹持株会社である当社は、主として事業の内容ごとに事業子会社を置き、各事業子会社は、各事業毎にプロジェクトやサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、主として各事業会社を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「不動産分譲事業」、「不動産販売代理事業」、「不動産ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「不動産分譲事業」においては、用地を取得開発し、マンションや戸建住宅として、一般消費者に分譲販売しております。

「不動産販売代理事業」においては、当社グループ又はグループ外の不動産会社が開発したマンションや戸建住宅の一般消費者向け分譲販売代理及び、各種不動産物件を仲介しております。

「不動産ソリューション事業」においては、不動産投資家向けに開発又は取得した物件をバリューアップした上で一括売却しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不動産分譲 事業	不動産 販売代 理事業	不動産ソ リュウ ション事 業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	5,727,227	103,020	27,746	5,857,994	157,070	6,015,064	-	6,015,064
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	213,098	-	213,098	-	213,098	213,098	-
計	5,727,227	316,119	27,746	6,071,093	157,070	6,228,163	213,098	6,015,064
セグメント利益又は 損失()	869,806	10,970	11,181	847,654	55,982	903,636	536,868	366,768

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建物管理事業及び不動産賃貸事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 536,868千円には、セグメント間取引消去 2,141千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 534,727千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務人事・財務経理部門等の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不動産分譲 事業	不動産 販売代 理事業	不動産ソ リユー ション事 業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	2,991,475	6,034	27,746	3,025,256	53,300	3,078,557	-	3,078,557
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	131,828	-	131,828	-	131,828	131,828	-
計	2,991,475	137,863	27,746	3,157,085	53,300	3,210,386	131,828	3,078,557
セグメント利益	624,292	25,251	589	650,133	20,564	670,698	184,211	486,487

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建物管理事業及び不動産賃貸事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 184,211千円には、セグメント間取引消去 - 千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 184,211千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務人事・財務経理部門等の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、主にマンションや戸建及び収益用不動産の開発プロジェクトのための、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債は、主にマンションや戸建及び収益用不動産の開発プロジェクトのために調達するものであり、借入金の返済期日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	四半期連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,271,428	1,271,428	-
(2) 売掛金	7,471	7,471	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,501	1,501	-
資産計	1,280,401	1,280,401	-
(1) 買掛金	376,009	376,009	-
(2) 短期借入金	2,166,300	2,166,300	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	3,643,281	3,643,281	-
(4) 未払金	146,466	146,466	-
(5) 社債	390,000	402,009	12,009
(6) 長期借入金	3,942,473	3,943,075	602
負債計	10,664,529	10,677,141	12,611

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはすべて株式であるため、時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

市場価格のないものであるため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	16,171

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の四半期連結会計期間末日後の償還予定額

当社グループは、満期のある有価証券を所有しておりません。

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	1,271,428	-	-
売掛金	7,471	-	-
合計	1,278,900	-	-

4. 社債及び長期借入金の四半期連結会計期間末日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	-	390,000	-	-	-	-
長期借入金	3,643,281	2,607,008	182,032	151,980	113,300	888,153
合計	3,643,281	2,997,008	182,032	151,980	113,300	888,153

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

ストック・オプション等に係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 10,391千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	177.12円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.23円	1株当たり四半期純利益金額	18.60円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4.10円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17.82円

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	53,164	233,947
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	53,164	233,947
期中平均株式数(株)	12,576,800	12,576,800
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	385,119	552,793
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 当社は、平成23年2月1日付で普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月16日

株式会社 THEグローバル社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長澤 正浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 卓士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社THEグローバル社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。